おくやみハンドブック

ご遺族の方へ手続のご案内

このたびのご親族様のご不幸、謹んでお悔み申し上げます。
身近な人が亡くなられた後の手続は、お亡くなりになった方によって異なります。
このハンドブックは、身近な人が亡くなられた後の主な手続について説明していますので、どうぞご利用ください。
また、野田市では、市役所で行っていただく主な手続について、安心して行っていただけるよう、「おくやみコーナー」においてサポートしています。

【野田市おくやみコーナー】
電話：０４-７１９９-４９３０

野 田 市
noda city

おくやみコーナーご案内

◇書類の作成をお手伝いします

予約時に、亡くなられた方が生前に受けていた行政サービスなどをあらかじめお伺いし、その情報に基づき申請書などの作成支援を行います。

※来庁いただく方の続柄によっては手続できないものもございますので、あらかじめご了承ください。

◇必要な手続をまとめて受付できます

担当窓口へ移動する必要がなく、ワンストップで手続ができます。

※申請内容によって、担当窓口へご移動いただく場合があります。

おくやみコーナーの予約受付

◇電話番号　**04−7199−4930**

野田市役所　市民課　おくやみコーナー

◇予約受付時間　午前９時から午後５時まで

※土・日・祝・年末年始を除く

◇予約件数　１日　４件

[予約時間] ①午前９時～　②午前 10 時 30 分～　③午後１時 30 分～　④午後３時～

◇予約について

月	予約電話		
火	↓	予約電話	
水	↓	↓	予約電話
木	予約可能	↓	↓
金	予約可能	予約可能	↓
土			
日			
月	予約可能	予約可能	予約可能
火	予約可能	予約可能	予約可能

※ご予約いただくことで、一定の手続（＊）を除き、「14日以内」などの手続の期限を過ぎても、予約日に問題なく手続ができます。

＊一定の手続・・・故人の配偶者に係る在留資格、児童手当などの手続

※ご利用日の３開庁日前までにご予約ください。

◇場所　野田市役所低層棟１Ｆ　市民相談室

野田市 おくやみ　検索

詳細は野田市ホームページをご覧ください

注意

※おくやみコーナーを利用せず、直接各担当窓口に行って手続していただくことも可能です。

※次ページに主な持ち物を記載しています。詳細な持ち物は個々の状況によって異なりますので、当冊子に記載の個々の手続をご参照ください。

※ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続が確認できる「全国自治体おくやみ手続ナビ」を活用ください。（3ページ参照）

各種手続に必要となる主な持ち物

身近な人が亡くなられた後の手続に必要となる主な持ち物をご紹介します。
以下の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。「4.　市役所や公的機関で行う手続」(p.9～)をご覧いただきますと、より具体的にご確認いただくことができます。

ご遺族のもの(主なもの)	
□	おくやみハンドブック　冊子
□	認印（届出人、相続人代表(※欄外参照)）
□	お越しいただく方の本人確認書類 ・写真付きのもの ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳　など ・写真付きのものが無い場合、下記から2点 ※資格確認書(健康保険証)、介護保険被保険者証、年金手帳、預貯金通帳、社員証　など氏名が確認できるもの
□	預貯金通帳（相続人代表、喪主） ※亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療加入者であった場合は、『葬祭の領収書または会葬礼状等』をご用意いただければ葬祭費請求の手続ができます。
□	税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印
□	亡くなられた方との関係が確認できる書類(戸籍謄本　など) ※お越しいただく方が相続人代表や喪主でない場合は、『相続人代表・喪主から届出人への委任状』が必要です。

亡くなられた方のもの(主なもの)	
□	印鑑登録証(カード)
□	パスポート、運転免許証、死亡診断書の写し
□	国民健康保険資格確認書または被保険者証、後期高齢者医療資格確認書または被保険者証 ※国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいらっしゃる場合は、加入者全員の国民健康保険資格確認書または被保険者証(お持ちの場合) ※亡くなられた方の各種認定証　(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証　など)
□	年金手帳または年金証書(国民年金加入者または年金受給者)
□	介護保険被保険者証　など
□	障害者手帳、受給券、受給者証　など
□	福祉タクシー利用資格者証、助成券
□	納税(納付)通知書
□	その他、野田市から交付された証書類

【相続人代表】について

相続人代表とは、各種手続について相続人を代表していただく方のことです。
所有権や相続割合を決めるものではありません。

もくじ

1．手続チェックシート …… p.3
2．身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安） …… p.5
3．死亡届について …… p.7
4．市役所や公的機関で行う手続 …… p.9
5．各種無料相談 …… p.25
6．亡くなられた方の戸籍について …… p.26
7．亡くなられた方の除かれた住民票（除票）について …… p.28
8．法定相続情報証明制度について …… p.29
9．その他の主な手続／チェックリスト／ご遺族メモ …… p.30
10. 野田市斎場・野田市関宿斎場について …… p.39
11. 郵便による戸籍の請求方法 …… p.42
12. 委任状 …… p.46

1．手続チェックシート

✓点がついた項目は該当ページで確認してください。

※ウェブやスマホで、簡単な質問に答えるだけで市役所内で必要な手続が確認できる「全国自治体おくやみ手続ナビ」も活用ください。
https://www.okuyaminavi.net/municipalities/12208

区分	亡くなられた方についての聞き取り事項	該当ページ	該当チェック
住民登録	世帯主でしたか？	p.9 ①	□
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちでしたか？	p.9 ②	□
	亡くなられた方は外国籍の方でしたか？	p.10 ③	□
	亡くなられた方の配偶者は外国籍の方ですか？	p.10 ④	□
	印鑑登録をしていましたか？	p.10 ⑤	□
年金	年金を受給していましたか？	p.11 ⑥⑦	□
	年金に加入していましたか？	p.11 ⑥⑦	□
	農業者年金を受給していましたか？	p.11 ⑧	□
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	p.12 ⑨⑩	□
	後期高齢医療制度に加入していましたか？	p.12 ⑪⑫	□
介護保険	介護保険被保険者証などをお持ちでしたか？	p.13 ⑬	□
	高額介護サービス費などを受給していましたか？	p.13 ⑭	□
	口座名義は亡くなられた方のものでしたか？	p.13 ⑭	□
高齢者	徘徊高齢者家族支援サービス（GPS）を利用していましたか？	p.13 ⑮	□
	訪問理容サービスを利用していましたか？	p.13 ⑯	□
	緊急通報システムを利用していましたか？	p.14 ⑰	□
	介護用品（紙おむつなど）を受給していましたか？	p.14 ⑱	□
	福祉タクシーを利用していましたか？	p.14 ⑲	□

区分	亡くなられた方についての聞き取り事項	該当ページ	該当チェック
障がい者	障害者手帳などをお持ちでしたか？	p.15 ⑳	☐
	障がいに係る各種手当てや助成を受けていましたか？	p.15 ㉑㉒㉓ p.16 ㉔	☐
	福祉タクシーや障害福祉サービスを利用していましたか？	p.16 ㉕㉖	☐
	防災行政無線戸別受信機を借受けていましたか？	p.16 ㉗	☐
子ども	児童手当や子ども医療費助成金を本人またはご家族などが受給していましたか？	p.17 ㉘㉙	☐
	児童扶養手当・養育者支援手当やひとり親家庭等医療費助成金を本人またはご家族などが受給していましたか？	p.17 ㉚ p.18 ㉛	☐
	学童保育所を利用している世帯の方でしたか？	p.18 ㉜㉝	☐
	保育所や認定こども園、新制度幼稚園を利用している世帯の方でしたか？	p.18 ㉞ p.19 ㉟㊱	☐
	私学助成幼稚園、認可外保育施設等を利用し、幼児教育・保育の無償化対象の世帯の方でしたか？	p.19 ㊲	☐
	小中学校の児童生徒の保護者でしたか？	p.19 ㊳	☐
税金	給与や年金等の収入がありましたか？	p.20 ㊴	☐
	固定資産（土地、家屋）をお持ちでしたか？	p.20 ㊵㊶㊷	☐
	原動機付自転車、小型特殊自動車（耕運機など）、二輪車、軽自動車（四輪車）、普通自動車を所有していましたか？	p.21 ㊸	☐
	亡くなられた方に納めていない市税などがありますか？	p.21 ㊺	☐
	市税等の納付を亡くなられた方の口座から口座振替していましたか？	p.21 ㊹	☐
	市税の支払いをご家族の口座へ変更しますか？	p.21 ㊹㊺	☐
くらし	住んでいた家が空家になりましたか？	p.22 ㊻	☐
	市営住宅に住んでいましたか？	p.22 ㊼	☐
	犬の飼い主でしたか？	p.22 ㊽	☐
	し尿くみ取り式のトイレを使用していましたか？	p.23 ㊾	☐
	ひとり暮らし高齢者等ごみ出し支援を利用していましたか？	p.23 ㊿(51)	☐
	農地をお持ちでしたか？	p.23 (52)	☐
	森林である土地及び過去に森林であった土地をお持ちでしたか？（登記上の地目によらない）	p.23 (53)	☐
	上下水道を利用していましたか？	p.23 (54)	☐
	井戸水を利用し下水道に接続していましたか？	p.23 (54)	☐
	野田市災害時協力井戸等に登録をしていましたか？	p.24 (55)	☐
	図書館を利用していましたか？	p.24 (56)	☐
	運転免許証やパスポートをお持ちでしたか？	p.24 (57)(58)	☐

2．身近な人が亡くなられた後の手続などの一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
届出・手続	○相続放棄・限定承認 ○相続財産調査 ○相続人調査 ○遺言調査・遺言書の検認 （32・33ページ参照） ○公共料金等の手続（34ページ参照） ○年金関係の手続 ○健康保険・世帯主変更 ○死亡届など	
税金		○所得税の準確定申告（33ページ参照）

10カ月以内	1年以内
○払戻・解約・名義変更など ○遺産分割協議（32ページ参照）	○遺留分侵害額請求
○相続税の申告（33ページ参照）	

野田市で必要な手続については次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪われ大変な時期かとは思いますが、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

〈次ページ～〉
死亡届について

〈9ページ～〉
市役所や公的機関で行う手続の詳細について

〈30ページ～〉
野田市以外で必要な手続について

3. 死亡届について

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡しします。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、
亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

・親族
・同居者
・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
・成年後見人・保佐人・補助人（登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です）

◇必要なもの

・死亡届（右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの）1通

◇野田市に死亡届を提出する場合は

【平日及び日曜日（8:30～17:15）】（年末年始を除く、日曜日は市民課のみ）
市役所1階市民課・関宿支所（いちいのホール内）・南出張所・北出張所・中央出張所

【平日（9:00～20:00）・土曜日（9:00～17:30）】（祝日・年末年始を除く）
愛宕駅前出張所（ヨークプライス野田店内）

【夜間及び土曜日・祝日】（年末年始を含む）
市役所1階守衛警備員室

なお、守衛警備員室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認などで来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載がされた戸籍謄本などの発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります。（土日祝日を除く）

・本籍地に届出をした場合→おおむね1～2週間

・本籍地以外に届出をした場合→おおむね2～3週間

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続には、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本などが必要となる場合があります。（26ページ、36ページ参照）

MEMO

4．市役所や公的機関で行う手続

ご親族がお亡くなりになられたときに、市役所などで必要となる主な手続です。

状況によって、必要書類や手続が異なる場合があります。詳細につきましては、担当窓口にお問い合わせください。

なお、亡くなられた方の住所が他の市区町村であった場合は、その住所地にお問合せのうえ手続を行ってください。

住民登録 ①～⑤

① 世帯主変更届　14日以内

◇下記のいずれにも該当した場合、世帯主変更の手続が必要です。
- 世帯主が亡くなり、同一世帯に残された世帯員が2名以上いるとき
- 残された世帯員がいずれも15歳以上のとき

【持ち物】
□手続する方の本人確認書類（運転免許証など）
□別世帯の方が手続する場合は委任状
※どなたを世帯主にするか確認のためご連絡することがあります。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟1F
　1番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
市民課 受付係
04-7123-1081

② マイナンバーカードまたは、住民基本台帳カードを持っていた場合　希望する場合

◇亡くられたあとも税や保険などの手続でマイナンバーを使用する場合があるので、返却する必要はありません。そのまま保管してください。
　なお、個人番号通知書についても同様です。
　穴あけ処理をご希望の方はご持参ください。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟1F
　1番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
市民課　受付係
04-7123-1081

③　外国籍の方が亡くなられた場合

14日以内

◇中長期在留者または特別永住者の親族または同居人は届出の必要があります。

【持ち物】

□在留カード

□特別永住者証明書（外国人登録証明書）

【郵送の場合】

〒135-0064
東京都江東区青海2−7−11　東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室あて
※封筒の表に「在留カード等返納」と表記してください。
　また、任意の用紙に「在留カードの交付を受けた者が死亡」と記入し、ご自身の氏名、電話番号を記入しカード名義人との関係を書いてカード等と一緒に郵送してください。

【手続の窓口】

▶東京出入国在留管理局
▶千葉出張所
▶松戸出張所

【お問合せ】

千葉出張所
　043-242-6597
松戸出張所
　047-701-5472

④　外国籍の配偶者やご家族が亡くなられた場合

14日以内

◇亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は届出が必要な場合があります。
（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。）

【持ち物】

□在留カード

□特別永住者証明書（外国人登録証明書）

【手続の窓口】

▶東京出入国在留管理局
▶千葉出張所
▶松戸出張所

【お問合せ】

千葉出張所
　043-242-6597
松戸出張所
　047-701-5472

⑤　印鑑登録をしていた場合

すみやかに

◇印鑑登録証の返却（印鑑登録抹消の手続は不要です。）

【持ち物】

□亡くなられた方の印鑑登録証

【手続の窓口】

▶市役所低層棟
　2番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

市民課　受付係
　04-7123-1081

年金 ⑥～⑧

⑥　国民年金のみを受給していた、または加入していた場合

すみやかに

◇該当する手続の確認が必要です。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご用意のうえお問い合わせください。

【持ち物】

□該当する手続にあわせて持ち物をご案内します。

※受け取ることのできる年金などがある場合、種類により2年または5年で消滅時効となりますのでご注意ください。

【お問合せ】

日本年金機構ねんきんダイヤル
0570-05-1165
松戸年金事務所
047-345-5517
国保年金課　国民年金係
04-7123-1082

⑦　厚生（共済）年金などを受給していた、または加入していた場合

すみやかに

◇該当する手続の確認が必要です。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものをご用意のうえお問い合わせください。
（共済年金については共済組合での手続となる場合があります。）

【持ち物】

□該当する手続にあわせて持ち物をご案内します。

※受け取ることのできる年金などがある場合、種類により2年または5年で消滅時効となりますのでご注意ください。

【お問合せ】

日本年金機構ねんきんダイヤル
0570-05-1165
松戸年金事務所
047-345-5517

⑧　農業者年金を受給していた場合

すみやかに

◇最寄りのJA各支店に届出が必要です。

【持ち物】

□農業者年金証書
□死亡日、請求者との続柄がわかる戸籍謄本など
□未支給年金、死亡一時金がある場合は、同一生計証明
（住民票の写しなど）

【手続の窓口】

▶最寄りのJA各支店

【お問合せ】

最寄りのJA各支店

健康保険 ⑨～⑫

⑨ 国民健康保険資格確認書などの手続

14日以内

◇ 国民健康保険資格確認書または被保険者証などの返却（お持ちの場合）
（病院での精算を終えていない場合は精算後にご返却ください。）

◇ 国民健康保険資格確認書または被保険者証の差し替え（お持ちの場合）
（世帯主が亡くなられた場合、国民健康保険に加入している世帯員の資格確認書を差し替えます。また、有効期限内の被保険者証をお持ちの場合は、資格確認書または資格情報のお知らせに差し替えます。）

【持ち物】

□国民健康保険資格確認書または被保険者証

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F
5番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

国保年金課　国保給付係
04-7199-2264

⑩ 国民健康保険葬祭費の請求

葬儀を行った翌日から2年以内

◇ 葬祭費の申請

【持ち物】

□葬祭執行者（喪主）を証する書類の原本またはコピー（葬儀の領収書・会葬礼状などで、亡くなられた方と葬祭執行者の氏名記載のもの）

□葬祭執行者の口座番号がわかるもの

※公金受取口座を利用される場合は、マイナンバーのわかるもの
（利用者は野田市民に限ります。）

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F
5番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

国保年金課　国保給付係
04-7199-2264

⑪ 後期高齢者医療資格確認書などの手続

14日以内

◇ 後期高齢者医療資格確認書または被保険者証などの返却
（お持ちの場合）
（病院での精算を終えていない場合は精算後にご返却ください。）

【持ち物】

□後期高齢者医療資格確認書または被保険者証

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F
5番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

国保年金課
後期高齢者医療係
04-7199-2404

⑫ 後期高齢者医療制度葬祭費の請求

葬儀を行った翌日から2年以内

◇ 葬祭費の申請

【持ち物】

□葬祭執行者（喪主）を証する書類の原本またはコピー（葬儀の領収書・会葬礼状などで、亡くなられた方と葬祭執行者の氏名記載のもの）

□葬祭執行者の口座番号がわかるもの

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F
5番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

国保年金課
後期高齢者医療係
04-7199-2404

介護保険 ⑬～⑭

⑬　介護保険被保険者証などの手続

すみやかに

◇ 介護保険被保険者証の返却
◇ 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却
（お持ちの方のみ）

【持ち物】
□介護保険被保険者証
□介護保険負担割合証
□介護保険負担限度額認定証

【手続の窓口】
▶市役所高層棟1F
　11番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
介護支援課　介護給付係
04-7199-3144

⑭　高額介護サービス費などを受給していた場合

すみやかに

◇ 高額介護サービス費などの振込口座の変更
（振込口座が亡くなられた方名義の場合のみ）

【持ち物】
□相続人代表者の方の口座番号がわかるもの

【手続の窓口】
▶市役所高層棟1F
　11番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
介護支援課　介護給付係
04-7199-3144

高齢者 ⑮～⑲

⑮　徘徊高齢者家族支援サービス（GPS）を利用していた場合

すみやかに

◇ 喪失届の提出

【手続の窓口】
▶市役所高層棟1F
　12番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
高齢者支援課　高齢者支援係
04-7123-1092

⑯　訪問理容サービスを利用していた場合

すみやかに

【持ち物】
□ひとり暮らし老人等訪問理容サービス事業利用資格者証
□ひとり暮らし老人等訪問理容サービス事業利用助成券

※振込口座が亡くなられた方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟1F
　12番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
高齢者支援課　高齢者支援係
04-7123-1092

⑰　緊急通報システムを利用していた場合

亡くなられた日から概ね1カ月を目安

◇端末機器（緊急通報装置本体、ペンダントなど）の返却

【持ち物】

□緊急通報装置本体、ペンダント

※関宿支所、各出張所で手続の場合は返却日を事前に高齢者支援課に連絡ください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟1F
　12番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課
高齢者支援係
04-7123-1092

⑱　介護用品（紙おむつなど）を受給していた場合

すみやかに

◇喪失届の提出

【手続の窓口】

▶市役所高層棟1F
　12番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課
高齢者支援係
04-7123-1092

⑲　福祉タクシーを利用していた場合

すみやかに

◇利用資格者証、助成券の返却（喪失届を提出していただきます。）

【持ち物】

□福祉タクシー利用資格者証
□福祉タクシー運賃助成券
□振込口座が亡くなられた方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟1F
　12番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

高齢者支援課
高齢者支援係
04-7123-1092

障がい者 ⑳～㉗

⑳ 障害者手帳などをお持ちであった場合

すみやかに

◇ 障害者手帳などの返還

【持ち物】

□障害者手帳（身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳）

【手続の窓口】
▶市役所低層棟1F 8番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
障がい者支援課
障がい者福祉係
04-7199-3732

㉑ 各種障がい者福祉手当を受給していた場合

すみやかに

◇ 資格喪失届などの提出

【持ち物】

□振込口座が亡くなられた方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟1F 8番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
障がい者支援課
障がい者福祉係
04-7199-3732

㉒ 特別児童扶養手当を受給していた場合

すみやかに

◇ 特別児童扶養手当受給者死亡届などの提出
◇ 喪失届など（対象児童）

【持ち物】

□未払分の手当がある場合、対象児童口座のわかるものが必要となることがあります。

※受給者の変更届を提出する場合は、事前に障がい者支援課へお問い合わせください。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟1F 8番窓口

【お問合せ】
障がい者支援課
障がい者福祉係
04-7199-3732

㉓ 自立支援医療費助成受給者証をお持ちであった場合

すみやかに

◇ 受給者証の返却

【持ち物】

□自立支援医療費助成受給者証（精神通院　更生医療　育成医療）
□自立支援医療費助成（精神通院）の場合、返還届を提出していただきます。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟1F 8番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
障がい者支援課
障がい者福祉係
04-7199-3732

㉔　重度心身障がい者医療費助成金を受給していた場合

すみやかに

◇ 受給券の返却

【持ち物】

□重度心身障がい者医療費助成受給券

□振込口座が亡くなられた方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F
　8番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

障がい者支援課
障がい者福祉係
04-7199-3732

㉕　福祉タクシーを利用していた場合

すみやかに

◇ 利用資格者証、助成券の返却（喪失届を提出していただきます。）

【持ち物】

□福祉タクシー利用資格者証

□福祉タクシー運賃助成券

□振込口座が亡くなられた方の名義であった場合、新たな振込口座のわかるものが必要となることがあります。

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F
　8番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】

障がい者支援課
障がい者福祉係
04-7199-3732

㉖　障害福祉サービスを利用していた場合

すみやかに

◇ 受給者証の返却

【持ち物】

□福祉サービス受給者証

【手続の窓口】

▶市役所低層棟1F
　8番窓口

【お問合せ】

障がい者支援課
相談支援係
04-7123-1691

㉗　防災行政無線戸別受信機を借受けていた場合

すみやかに

◇ 防災行政無線戸別受信機の返却に関する手続

野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書の提出
戸別受信機返還については日程を調整します。

【手続の窓口】

▶市役所低層棟2F
　3番窓口

【お問合せ】

危機管理課　災害対策係
04-7136-1779

子ども ㉘～㊳

㉘ 児童手当を本人またはご家族などが受給していた場合

亡くなられた日の翌日から起算して15日以内

◇ 受給者が亡くなられた場合
○未支払請求書（未支払の手当があるとき）
○認定請求書
◇ 対象児童が亡くなられた場合
○受給事由消滅届または額改定届

【持ち物】
□個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問い合わせください。

※新たに児童扶養手当などが受給できる場合があります。手続期限がある場合もありますので、詳細はお早めにお問い合わせください。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟2F
8番窓口

【お問合せ】
児童家庭課　児童給付係
04-7199-3273

㉙ 子ども医療費助成金を本人またはご家族などが受給していた場合

すみやかに

◇ 認定変更届

【持ち物】
□個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問い合わせください。

※手続期限がある場合もありますので、詳細はお早めにお問い合わせください。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟2F
8番窓口

【お問合せ】
児童家庭課　児童給付係
04-7199-3273

㉚ 児童扶養手当・養育者支援手当を本人またはご家族などが受給していた場合

すみやかに

◇ 受給者が亡くなられた場合
○受給者死亡届
○未支払手当請求書（未支払の手当があるとき）
○認定請求書
※亡くなられた方に代わって児童を養育する方が申請者となります。
◇ 対象児童が亡くなられた場合
○資格喪失届または額改定届
◇ 受給者の同居親族が亡くなられた場合
○支給停止関係消滅届
◇ 受給者の配偶者の方が亡くなられた場合
○支給事由変更届　など

【持ち物】
□個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問い合わせください。

※手続期限がある場合もありますので、詳細はお早めにお問い合わせください。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟2F
8番窓口

【お問合せ】
児童家庭課　児童給付係
04-7199-3273

㉛ ひとり親家庭等医療費助成金を本人またはご家族などが受給していた場合

すみやかに

◇ 変更届または喪失届

【持ち物】

□個々の状況により必要な持ち物が異なりますのでお問い合わせください。

※手続期限がある場合もありますので、詳細はお早めにお問い合わせください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F
8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課　児童給付係
04-7199-3273

㉜ 学童保育所保育料などを亡くなられた方の口座から口座振替していた場合

すみやかに

◇ 学童保育所保育料等の納付に関する手続

【持ち物】

□新たに口座振替を開始する方の金融機関の通帳及び届出印

※口座振替申込から手続完了まで2カ月程度がかかります。
※口座振替が開始するまでは現金払いになります。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F
8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課
子育て支援係
04-7123-1093

㉝ 世帯員の構成が変更となった場合（学童保育を利用している世帯）

すみやかに

◇ 学童保育所保育料が変更となる場合がありますのでお問い合わせください。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F
8番窓口

【お問合せ】

児童家庭課
子育て支援係
04-7123-1093

㉞ 保育所保育料などを亡くなられた方の口座から口座振替していた場合

すみやかに

◇ 保育料等の納付に関する手続

【持ち物】

□手続する保護者の本人確認書類（運転免許証など）
□新たに口座振替を開始する方の金融機関の通帳及び届出印

※口座振替申込みから手続完了まで2カ月程度かかります。
※口座振替が開始するまでは納付書払いになります。
※私立の保育所等で給食費や延長保育料を口座振替していた場合は、私立保育所等での手続となります。

【手続の窓口】

▶市役所高層棟2F
7番窓口
▶各保育所
▶取扱金融機関支店

【お問合せ】

子ども保育課　保育係
04-7123-1299

㉟　教育・保育認定保護者の変更手続

すみやかに

◇保育所、認定こども園、新制度幼稚園等を利用する保護者が亡くなった場合に認定変更手続

【持ち物】
□手続をする保護者の本人確認書類、印鑑など
□戸籍謄本など（ひとり親として認定する場合のみ。後日提出も可。）

※手続後、保育料が変更となる場合があります。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟2F
7番窓口
▶各保育所等

【お問合せ】
子ども保育課　保育係
04-7123-1299

㊱　世帯員の構成が変更となった場合（保育所を利用している世帯）

すみやかに

◇保護者以外の世帯員が亡くなられた場合に保育所等利用（申込）児童家庭状況変更届の提出

【持ち物】
□手続する保護者の本人確認書類（運転免許証など）、印鑑など

※手続後、保育料が変更となる場合があります。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟2F
7番窓口
▶各保育所等

【お問合せ】
子ども保育課　保育係
04-7123-1299

㊲　施設等利用給付認定保護者の変更手続

すみやかに

◇私学助成幼稚園、認可外保育施設等で幼児教育、保育の無償化対象の保護者が亡くなられた場合に認定変更手続

【持ち物】
□手続をする保護者の本人確認書類、印鑑など
□戸籍謄本など（ひとり親として認定する場合のみ。後日提出も可。）

【手続の窓口】
▶市役所高層棟2F
7番窓口

【お問合せ】
子ども保育課　保育係
04-7123-1299

㊳　小中学校の児童生徒の保護者であった場合

すみやかに

◇保護者代表者の変更手続

【持ち物】
□手続する方の本人確認書類（運転免許証など）

【手続の窓口】
▶市役所高層棟7F
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
学校教育課　学務係
04-7123-1328

税金 ㊴～㊺

㊴ 給与や年金などの収入があった場合

すみやかに

◇ 相続人代表者の指定

【持ち物】
□相続する方との関係がわかる書類

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
1番窓口

【お問合せ】
課税課　市民税係
04-7199-4478

㊵ 固定資産（土地、家屋）をお持ちだった場合

すみやかに

◇ 相続人代表者の指定

【持ち物】
□相続する方との関係がわかる書類

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
1番窓口

【お問合せ】
課税課　土地係
04-7199-4546
家屋係
04-7199-4626

㊶ 固定資産（土地、家屋）の不動産所有権移転登記を行う場合

すみやかに

◇ 不動産所有権移転登記手続

【持ち物】
□千葉地方法務局柏支局にお問い合わせください。

【お問合せ】
千葉地方法務局柏支局
04-7167-3309

㊷ 固定資産（未登記家屋）をお持ちだった場合

すみやかに

◇ 未登記家屋の名義変更

【持ち物】
□新所有者となる方の実印
□名義変更事由を明らかにする書類（遺産分割協議書など）

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
1番窓口

【お問合せ】
課税課　家屋係
04-7199-4626

㊸ 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車、軽自動車、普通自動車を所有していた場合

3月末まで

◇ 原動機付自転車（125cc 以下）、小型特殊自動車の廃車・名義変更

【持ち物】
□標識交付証明書（無くても手続可能）
□関係（親子等）がわかる戸籍謄本等（別居の家族が手続する場合のみ）
□ナンバープレート

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
1番窓口
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
課税課　税務係
04-7123-1718

◇ 軽自動車（四輪車）の廃車、名義変更

【持ち物】
□軽自動車検査協会千葉事務所野田支所へお問い合わせください。

【お問合せ】
軽自動車検査協会
千葉事務所野田支所
050-3816-3117

◇ 普通自動車、二輪車（125cc 超）の廃車、名義変更

【持ち物】
□千葉運輸支局野田自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

【お問合せ】
千葉運輸支局
野田自動車検査登録事務所
050-5540-2023

◇ 普通自動車の自動車税（種別割）の手続

【持ち物】
□柏県税事務所へお問い合わせください。

【お問合せ】
柏県税事務所
04-7147-1231

㊹ 市税などの納付を口座振替していた場合

すみやかに

◇ 市税などを亡くなられた方の口座から口座振替をしていた場合、振替口座変更または廃止届の提出

【持ち物】
□納税（入）通知書（お手元にない場合はご相談ください。）
□振替口座を変更する場合は、変更後の金融機関の通帳及び口座届出印（廃止の場合は不要）

※手続日及び振替日によっては、届出内容が反映される前に従前の口座から振替となる場合があります。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
2番窓口

【お問合せ】
収税課　収納係
04-7199-4753

㊺ 亡くなられた方に納めていない市税などがある場合

すみやかに

◇ 亡くなられた方に納めていない市税などがある場合は、相続人の方に納付義務が生じます。

【持ち物】
□納税（入）通知書（お手元にない場合はご相談ください）

※納付日によって、未納額について延滞金が加算される場合があります。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
2番窓口

【お問合せ】
収税課
徴収一係
04-7123-1742
徴収二係
04-7199-4638

㊻ お住まいが空家となる場合

希望する場合

◇ お住いになっていた家が空家になり、売却や賃貸で活用する考えがある場合は、「空家バンク制度」を利用できる場合がありますので、お問い合わせください。

空家バンク制度とは…空家等の売却や賃貸を希望する所有者と、空家等に居住のために購入や借受を希望する方を紹介する制度で、利用には登録が必要です。

※登録に関する要件を満たしていないと登録できません。詳しくは担当課へお問い合わせください。

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
4番窓口

【お問合せ】
市民生活課　防犯係
04-7199-4908

㊼ 市営住宅にお住まいだった場合

すみやかに

◇ 市営住宅明渡届の提出
◇ 市営住宅承継入居承認申請書の提出
◇ 市営住宅同居者異動届の提出

【持ち物】
□同居人または親族の印鑑

※状況などにより、提出する書類が異なりますので、必ず営繕課にご相談ください。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟3F

【お問合せ】
営繕課　市営住宅係
04-7123-1194

㊽ 飼い犬を所有していた場合

すみやかに

◇ 新たな所有者が決まったら犬の登録事項の変更手続

【持ち物】
□鑑札もしくは集合注射の案内葉書等の犬の鑑札番号のわかるもの。

※犬の鑑札等が手元に無くても手続は可能です。

【手続の窓口】
▶市役所高層棟5F
▶関宿支所
▶各出張所

【お問合せ】
環境保全課　環境保全係
04-7199-7489

㊾ し尿くみ取り式のトイレを使用していた場合

すみやかに

◇ し尿くみ取りの中止など

電話での手続をお願いします。

【お問合せ】
野田市環境保全協同組合
04-7126-0991

㊿ ひとり暮らし高齢者ごみ出し支援を利用していた場合

すみやかに

◇ 名義変更、廃止など

電話での手続をお願いします。

【お問合せ】
清掃管理課
04-7138-1001

51 亡くなられた方の不用品やごみの処分

必要な場合

◇ 分別してごみ集積所へお出しください。収集日に出せない場合などは、清掃工場、リサイクルセンターなどへ直接持ち込むことができます。

【持ち物】
□持込みの場合は本人確認書類（運転免許証など）

【お問合せ】
清掃管理課
04-7138-1001

52 農地を相続することになった場合

相続により権利取得後すみやかに

◇ 農地の権利移動を把握し、農地台帳の変更を行います。

【持ち物】
□相続した農地がわかる書類（固定資産税の納税通知書など）

【手続の窓口】
▶市役所高層棟7F

【お問合せ】
農業委員会　農地農政係
04-7123-2128

53 森林の土地を所有していた場合

所有者となった日から90日以内

◇ 森林である土地及び過去に森林であった土地をお持ちであった場合（登記上の地目によらない）の手続

【持ち物】
□当該土地の位置を示す地図
□当該土地の登記事項証明書または土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し

【手続の窓口】
▶市役所高層棟7F

【お問合せ】
みどりと水のまちづくり課
公園緑地係
04-7123-1195

54 水道・下水道の手続

すみやかに

◇ 名義変更・使用中止など
◇ 井戸水（自家水）の使用人数の変更

※電話でも手続が可能です。

【手続の窓口】
▶野田市水道部お客様センター
▶市役所高層棟6F
（下水道課）

【お問合せ】
野田市水道部お客様センター
04-7122-5959

⑤⑤　災害時協力井戸等に登録をしていた場合

すみやかに

◇ 野田市災害時協力井戸等登録抹消申出書の提出
◇ 災害時協力井戸所有者・管理者変更届の提出

【手続の窓口】
▶市役所低層棟2F
　3番窓口

【お問合せ】
危機管理課　災害対策係
04-7136-1779

⑤⑥　図書館を利用していた場合

すみやかに

◇ 借りていた資料の返却
◇ 図書館カードの返却

※利用の有無などの確認は興風図書館へお問い合わせください。

【手続の窓口】
▶各図書館

【お問合せ】
興風図書館
04-7123-7611

⑤⑦　パスポートを持っていた場合

すみやかに

◇ パスポートの返却

【持ち物】
□亡くなられた方のパスポート（有効中のもの）

※故人の遺品として手元に残したい場合はその旨お申し出ください。

【手続の窓口】
▶市民課
　パスポート窓口
▶全国のパスポート
　窓口または
　旅券事務所

【お問合せ】
市民課　パスポート担当
04-7125-1111
内線3110

⑤⑧　運転免許証を持っていた場合

すみやかに

◇ 運転免許証の返却

【持ち物】
□亡くなられた方の運転免許証

※故人の遺品として手元に残したい場合はその旨お申し出ください。

【手続の窓口】
▶野田警察署
▶流山運転免許センター
▶最寄りの警察署または
　運転免許センター

【お問合せ】
野田警察署
04-7125-0110
流山運転免許センター
04-7147-2000

5. 各種無料相談

内　容	開催日	ご予約について	問合せ先
法律相談 （相続などの相談に弁護士が対応）	○市役所 月6回（不定期） 午前10時～午後3時 ○いちいのホール 毎月第4木曜日と 偶数月の第2木曜日 午前10時～午後3時	毎月1日 （土日祝日などの場合は翌開庁日） 9時から当月分を先着順で電話予約受付 （各日10人まで）	広報広聴課 市民相談係 04-7123-1068
税務相談 （相続税などの相談に税理士が対応）	○毎月15日 午前10時～午後3時	毎月1日 （土日祝日などの場合は翌開庁日） 9時から当月分を先着順で電話予約受付 （8人まで）	広報広聴課 市民相談係 04-7123-1068
登記無料相談 （相続登記・遺言などの相談）	○毎月第2火曜日 午前9時30分～ 午後3時30分	毎月1日から当月分を先着順にて受付 （土日祝日の場合は翌日）	野田地区司法書士会、土地家屋調査士会 080-9396-1313 （代表者電話番号）
行政書士無料相談 （相続手続・遺言・遺産分割などの相談）	○毎月第3金曜日 午後1時～午後4時	随時先着順にて受付	千葉県行政書士会東葛支部 04-7196-6021 （代表者電話番号）